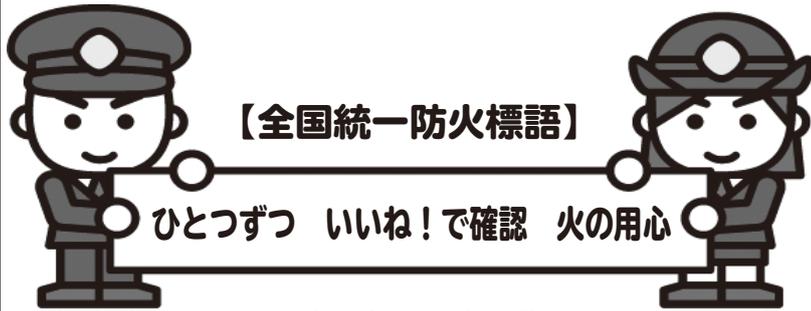


# 秋の火災予防運動を行います！

10月15日（火）から31日（木）まで



福島消防署では、秋の火災予防運動の一環として、火災想定訓練をはじめ、広報活動など火災予防に関連する行事を実施します。火気の取扱いには十分注意し、火の用心を心がけましょう。

秋の火災予防運動の一環として、**火災想定訓練**を実施します！

実施当日は消防車がサイレンを吹鳴して走行しますので、火災などお間違えのないようご注意ください。

- 10月23日（水）宮歌地区
  - 10月24日（木）美山地区
  - 10月25日（金）桧倉地区
- ※各地区午前8時45分から



## 暖房機器による火災を防ぐために

これからの時季は、暖房機器の整備不良や取扱いの不注意などによる火災の発生が増加します。暖房機器の取扱いには十分注意しましょう。

### 【火災を防ぐためのポイント】

#### ●暖房機器は定期的に点検・整備を

点検・整備を行ってから、暖房機器を使用しましょう。異常がある場合は専門業者に修理を依頼しましょう。

#### ●暖房機器の周りに衣類などを置かない

火災の原因となるため、暖房機器の周りに衣類などの可燃物を置くのはやめましょう。

#### ●暖房機器の火を消す習慣を

就寝時や外出の際は、暖房機器の火を消す習慣をつけましょう。



## 住宅用火災警報器を設置・点検しましょう

住宅用火災警報器を定期的に点検していますか？住宅用火災警報器は、**設置後約10年**で電池切れや経年劣化などで正常に作動しない場合があります。点検は警報器のスイッチを押したり、紐を引くなどの簡単な操作で出来ます。いざという時に備え、点検してみましょう。

また、住宅用火災警報器は平成23年6月より設置が義務化されておりますので、**まだ設置していないご家庭は設置しましょう。**

### 奏功事例

ストーブの上にプラスチック製の卓上ほうきを置き忘れていたが、住宅用火災警報器が発報していることに気づいてストーブのスイッチを切ったため、出火にはいたらなかった。

お問い合わせ先

福島消防署 管理課 指導係

☎47-2119